

2022年3月14日

申請者各位

横浜商工会議所 国際部

## 台湾の輸入規制緩和に伴う原産地証明書の対応について

台湾政府より、福島県・栃木県・群馬県・茨城県・千葉県などで生産・加工された食品に対して課されていた輸入規制措置の緩和が2022年2月8日に発表されました。これに伴い、同政府より、従来の運用の継続（原産地証明「6.Remarks」欄への製造県・生産県記載）に加え、指定文書を記載するよう要請がありました。

今後、台湾向け食品の原産地証明書をご申請される方は、従来の「製造県・生産県の記載」に加え、下記要領をご参照いただき、ご申請いただきますようお願い申し上げます。

※従来通り製造証明書等は必要になります。

### 記

【指定文言】太枠内の指定文言を、原産地証明書「6.Remarks」に記載して下さい。

This certificate of origin is issued by the Chamber of Commerce and Industry in accordance with the Chambers of Commerce and Industry Act under the jurisdiction of the METI.
---

### 【記載例】

5.Transport details	6.Remarks
From : Yokohama,Japan	This certificate of origin is issued by the Chamber of Commerce and Industry in accordance with the Chambers of Commerce and Industry Act under the jurisdiction of the METI.  Place of manufacture : Kanagawa Pref.
To : Kaohsiung,Taiwan	
Shipped per : Ocean Bridge	
On or about : April 1,2022	

※「6.Remarks」欄へ記載しきれない場合は、記載事項の最後に「\*（アスタリスク）」を付し、7欄にも同様に「\*」を付し、その後に産地を記載してください。

※本指定文言は、典拠インボイスへの記載はできません。（原産地証明書のみに記載してください。）

※本指定文言は、アレンジすることなく必ずそのまま記載してください。

※本指定文言の記載は、台湾政府要請に基づき、同国向け食品の原産地証明書のみ認めた特別対応となりますので、その他の証明書への転用はできません。